

島ヶ原ぐるり号の改編について

(協議内容)

交通空白地有償運送の登録に関する審査基準について（三運支局公示第 15 号）

4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保

(8) 安全な運行のための確認等及び業務記録の実施

① 施行規則第 5 1 条の 2 2 第 1 項及び第 2 項に定める、運送者が運行の業務に従事しようとする運転者等及び乗務を終了した運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。地域公共交通会議等において対面での確認が困難であると認められた場合には、地域の実情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点で適当と認められた方法により、必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。

「しまタク」は、島ヶ原地域まちづくり協議会が受付及び運行を行います。利便性を考慮し、予約により 7 時 30 分から 17 時 30 分まで送迎を可能とする体制です。

運行管理を行う地域担当者の負担を考慮し、対面を必須とせず、ライン通話を基本とした、遠隔での確認をすることについて、協議、承認を求めるものです。